

2022年4月1日現在

| | |
|---|--|
| 1. 商品名 | 長崎銀行 創業110周年記念定期預金 |
| 2. ご利用いただける方 | ■個人のお客さま |
| 3. 対象商品 | ■スーパー定期またはスーパー定期300または大口定期 |
| 4. 期間 | ■3ヶ月（自動継続） |
| 5. お預け入れ方法 (1) お預入方法 (2) お預入金額 (3) お預入単位 | ■一括してお預け入れいただきます。 ■10万円以上 ■10万円以上1円単位 |
| 6. 払い戻し方法 | ■満期日以降に一括して払い戻しいたします。 |
| 7. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払い頻度 (3) 計算方法 | ■年0.110%を約定利率として満期日まで適用し、自動継続以降は継続日における店頭表示金利を適用します。 ■満期日以後に一括してお支払いします。 ■付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算を行います。 |
| 8. 税金 | ■2013年1月1日から2037年12月31日までにお受け取りになる利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ■マル優ご利用の場合は非課税となります。 |
| 9. 手数料 | — |
| 10. 付加できる特約事項 | ■総合口座の担保とすることができます。 貸越限度額 総合口座にお預けの定期預金を担保にその90%以内または300万円までのいずれか少ない額 ※ご返済は普通預金へのご入金により自動的に行われます。 貸越利率 担保定期預金の約定利率+0.5% |
| 11. 期日前解約時のお取扱い | ■満期日前に解約する場合には、解約日における普通預金の利率を適用します。 |
| 12. 金利情報の入手方法 | ■店頭備え付けの金利表示ボードおよびインターネット上のホームページをご覧ください。また、店頭にお問い合わせください。 |
| 13. その他参考となる事項 | ■期日後利息 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ■この預金は預金保険制度の対象商品になっています。同制度により保護される他の預金等と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。 |
| 14. 当行が契約している指定紛争解決機関 | ・全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 |